

了鳥取県公報

平成14年10月15日(火) **号外第**145号

每週火:金曜日発行

	Ħ	次
8.1		

規 告 示 湖沼水質保全特別措置法第19条第1項に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する 基準の廃止 (523)(")6

----- 公布された規則のあらまし -----

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 看護職員養成施設を卒業した者が看護職員の業務に従事した場合に看護職員修学資金の返還に係る債務 の履行が猶予される施設から保健所及び市町村を除くとともに、地域保健法に規定する特定町村及び訪問 看護事業所を加えることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
- (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山

鳥取県規則第97号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

			改	正	前			
式第4号(第9条関係)	様式第	4号(第9	条関係)					
行政財産使用許可申請書			f .	可以財産使用許	可申請書			
職氏名様	鳥里	双県知事	様					
年	月日					年	月	E
申請者					申請者			
住所					住所			_
氏名	●				氏名			(1)
保証人					保証人			
住所					住所			
氏名	®				氏名			(1)
下記のとおり行政財産を使用したいので許可してくださるよう申請	青します。 7	記のとおり	行政財産を使	用したいので評	F可してくだる	さるよう申請	します	۲.
使用しようとする財産の名称	使用	月しようとす	る財産の名称					
所 在 地	PFT	右	E 地					
土地の地目又は建物若しくは	±_	地又は	<u>は 建 物 の</u>					
工作物の種別及び構造			び 構 造					
使用目的		用	目的					
使用面積又は使用数量 年 月 日 から	<u></u>	用	面 積	白		日 から		
使 用 期 間 年 月 日まで		用	期間			日まで		
関係図面別添のとおり			図面	別添のと		п & С	-	
行政財産使用許可書	中華	*	ř.	ī政財産使用許	可書			
申請者	申請							
住所 氏名 様	住氏		梎					
198		н	12	`				
年 月 日付け第 号で申請があった行政財産の使用につい 県公有財産事務取扱規則第9条の規定により別紙の条件を付して許可:			日付け第 号 取扱規則第9条	けで申請があっ その規定により				
年 月	В					年 月	日	
					知	事 印		
職 千 夕 	1				VH.	<u></u>		
<u>職氏名</u> 印 別紙)	(別紙)						
<u>職氏名</u> 印 別紙) 許可条件	(別紙)	許	可 条	件			
別紙)			許 する物件は、次					
刑紙) 許可条件	1		する物件は、次	てのとおりとす		こおり 。		
ー 円 別紙) 許 可 条 件 1 使用を許可する物件は、次のとおりとする。	1	使用を許可	する物件は、次	てのとおりとす	る。	こおり 。		
別紙) 許 可 条 件 1 使用を許可する物件は、次のとおりとする。 名称及び使用場所 別紙図面のとおり。 所在地 土地の地目又は建物 <u>若しくは工作物</u> の種類及び構造	1	使用を許可 名称及び使 所在地	する物件は、次	くのとおりとす	る。	まかり。		
別紙)	1	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目 使用面積	する物件は、次用場所	くのとおりとす	る。	まり。		
別紙) 許 可 条 件 1 使用を許可する物件は、次のとおりとする。 名称及び使用場所 別紙図面のとおり。 所在地 土地の地目又は建物 <u>若しくは工作物</u> の種類及び構造	1	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目	する物件は、次用場所	くのとおりとす	る。	たおり。		
別紙) 許 可 条 件 1 使用を許可する物件は、次のとおりとする。 名称及び使用場所 別紙図面のとおり。 所在地 土地の地目又は建物 <u>若しくは工作物</u> の種類及び構造 使用面積 <u>又は使用数量</u> 2 ~ 16 略 式第6号(第11条関係)	2~	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目 使用面積	する物件は、次 用場所 又は建物の種類 条関係)	のとおりとす	る。			
別紙)	2~	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目 使用面積 16 略 6号(第11:	する物件は、次 用場所 又は建物の種類 条関係) 行政財産値	くのとおりとす	る。			
別紙) 許 可 条 件 1 使用を許可する物件は、次のとおりとする。 名称及び使用場所 別紙図面のとおり。 所在地 土地の地目又は建物 <u>若しくは工作物</u> の種類及び構造 使用面積 <u>又は使用数量</u> 2 ~ 16 略 式第6号(第11条関係)	2~	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目 使用面積 16 略	する物件は、次 用場所 又は建物の種類 条関係) 行政財産値	のとおりとす	る。			
別紙)	2~	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目 使用面積 16 略 6号(第11:	する物件は、次 用場所 又は建物の種類 条関係) 行政財産値	のとおりとす	る。		月	
別紙)	2~ 様式第	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目 使用面積 16 略 6号(第11:	する物件は、次 用場所 又は建物の種類 条関係) 行政財産値	のとおりとす	る。	+請書	月	E
別紙)	2~ 様式第	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目 使用面積 16 略 6号(第11:	する物件は、次 用場所 又は建物の種類 条関係) 行政財産値	でのとおりとす	る。 別紙図面のと)変更承認申	+請書	月	E
別紙)	2~ 様式第	使用を許可 名称及び使 所在地 土地の地目 使用面積 16 略 6号(第11:	する物件は、次 用場所 又は建物の種類 条関係) 行政財産値	でのとおりとす	る。 別紙図面のと)変更承認申 申請者	+請書	月	E

使用している								+ -										
	5財産の1	呂称						使用	してい	る財産	の名和	ī						
使用許可	」 年 月	日	年	F 月	日			使	用許	可年	月日	3		年	月	E	1	
所 在	E	地						所		在	t	t						
土地の地目又は	<u>は建物若し</u>	<u>くは</u>						±_	地又	は建	物 0	2						
工作物の種	別及び棚	<u> </u>						種	別及	び	構道	<u> </u>						
# # # #		. 3	变更前					<u></u>			= =/ \	変更	前					
使用目的	(原形	3	变更後					(世)	月目的	J ()5	1 形)	変更	後					
使用面積又	は使用数	牧量						使	用	面	Ŧ	ŧ						
		+		 F 月	— н	から						+		年	月	F	1 から	
使 用	期	間		, /3				使	用	期	R	5		年	月]	
<u>т</u> —	тш	-		- 7	н	۵.		705	-	тян				+	- 73		1 & (•
変 更	理	由	DUT a L					变	更	理		-	DUY -					
関 係	図	面	別添のとる	あり				関	係	図	<u> </u>	0	別添の	Oとおり				
式第7号の2(第13条関係	Á)						様式第二	′号の2	(第13条	・関係)							
		一 行政則	財産使用料 洞	域免申請書							ŕ	丁 政財產	を 使用 に	料減免申	請書			
職氏	名 様								鳥取県知	事	様							
140 20									W - 1 × 1 × 1 × 1		135							
						年 月	1 日										年	月
				申請者										申	請者			
				住所											住所			
				氏名			(P)								氏名			
				201			•								- U			
下記の行政則	才産の使用	について	て使用料の洞	域免を受け が	たいのでほ	請します	す。	下	記の行政	財産の	使用にこ	いて何	押料	の減免を	そ受けた	こいのて	き申請し)ます。
使用する則	 オ産のぞ	3 称						使用	する	財産	の名和	ī						
所 在		地						所		在	t	_						
土地の地目又は								l	地又			_						
工作物の種								l —	別及									
使 用	目	的						使	用	日	Ĥ	ม						
使用面積又	は使用数	<u> </u>						使	用	面	Ŧ	ŧ						
						41.7						+		/ -			1 400	
使 用	期	間		月		から		使	用	期	R	1		年.	月		から	
			年	F 月	日	まで						+		年	月	E	まて	-
使 月	Ħ	料						使		用	*	4						
		_										+						
減 免 申 請	りゅう りゅう かっぱい かっぱい はいしょう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	由						減	免申	請の	理日	a						
								-										
		= Th B+	産使用	≐र ज अक				様式第1	7号 (第3	87条関係		h R+ ≭	z /末	用許可	т са			
式第17号(第37	1.	X 19/1						-			1 ا	、 # /1 / / /			_			
				別				名	_					種別				
名 称								所在	_				-					
名 称 所在地								所						分 掌				
名 称				掌					禹									
名 称 所在地		財		掌制					属			財	産	内	訳			
名称 所在地 所 属	字地		産内		登記年月	目日 備	考	大		字	地	財番坩		月 面	_	登記年	月日	備
名称 所在地 所 属	字地		産内	り 訳	登記年月	日 備	考			字	地	_			_	登記年	月日	備
名称 所在地 所 属	字地	番	産内	面積	登記年月	月日 備	考			字	地	番 坩	b		積	登記年	月日	備
名称 所在地 所 属		番	难 目	面積	登記年月	月日 備	考	大				番 坩	b	目面	積訳	登記年	月日	備
名称所在地所属	住所	番	産 内地 目 用許可の	面 積	登記年月	日 備	考	大使	字	住	FIT I	番 坩	b	目面	訳名	登記年	月日	備
名称所在地所属大字使用者	住所	番	産 内地 目 用許可の	訳面積O 内 訳氏 名氏 名	登記年月	日 備	考	大使保	字用者	住	所	番 坩	b	日面	訳名	登記年	月日	備
名 称	住所	使	産 内地 目 用許可の	訳面積O 内 訳氏 名氏 名	登記年月	引日 備	考	大 使 保 許可	字 用 者 証 人 年月日	住、住	所	番 坩	許可	日面の内氏氏氏	訳名	登記年	月日	備
名 称	住所	使	産 内地 目 用許可の	訳面積O 内 訳氏 名氏 名	登記年月	引日 備	考	大 使 保 許可	字 用 者 征 年月日 的	(住)	所	番 坩	許可	日面の内氏氏氏	訳名	登記年	月日	備
名 称	住所	使	産 内地 目 用許可の	訳面積O 内 訳氏 名氏 名	登記年月	月日 備	考	大 使 保 許可	字 用 者 証 人 年月日	(住)	所	番 坩	許可	日面の内氏氏氏	訳名	登記年	月日	備
名 称	住所	使年	産 内地 目用許可の	訳面積O 内 訳氏 名氏 名			考	大使保許可使手	字 用 者 征 年月日 的	住	所	使 用	許可	目 面 丁の内 氏 日	訳名		手月日	備
名 称	住所住所	年 月	産 内地 目用許可の	n	■ 日書		考	大 使 保 許可 使 身	字用紅月日的相	f 住 住	所所	使 用	許可	目 面	訳名名名	3 F		備
名 称	住所住所	年月	産 内地 目用許可の	9 訳 面 積 O内訳 氏名 氏名	月 日書		考	大 使 保 許可 使 身	字 相 年 月 面 間 期 用 用 用	f 住 住	所所	使 用	許可	目 面 丁の内 氏 氏 日	程 記 名 名	月		備

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の鳥取県公有財産事務取扱規則の定めるところにより作成さ れているものは、改正後の鳥取県公有財産事務取扱規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、当 分の間、所要の調整をした上で新規則に定める書類として使用することができる。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 Ш

鳥取県規則第98号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「追加号細目」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該 改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改 īF 後 孙 正 前

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当す │第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当す るときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予すること ができる。

(1)及び(2)略

(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設 において看護職員の業務(ア(カ)に掲げる施設にあっ ては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては 保健師の業務に限る。) に従事しているとき (ア(ケ) に掲げる施設の業務に従事している場合にあっては、 当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保 険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定 する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」 という。) において 3年以上看護職員の業務に従事 <u>した場合に限る。</u>)。

ア 県内の施設

(ア)~(カ) 略

- (キ) <u>地域保健法(昭和22年法律第101号)第21</u> 条第2項第1号に規定する特定町村
- (ク) 介護老人保健施設

(返還の債務の履行猶予)

るときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予すること ができる。

(1)及び(2)略

(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設 において看護職員の業務(ア(カ)に掲げる施設にあっ ては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては 保健師の業務に限る。) に従事しているとき。

ア 県内の施設

(ア)~(カ) 略

- (キ) 保健所及び市町村
- (ク) 介護保険法(平成**9**年法律第123号)第**7** 条第22項に規定する介護老人保健施設(以下 「介護老人保健施設」という。)

(ケ) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る 同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業 (同条第8項に規定する訪問看護に係るものに 限る。) を行う事業所(以下「訪問看護事業所」 という。)

イ 略

(4) 大学院の修士課程の修学生が、次に掲げる施設 において看護職員の業務 (ア(エ)に掲げる施設にあっ ては助産師の業務、ア(オ)に掲げる施設にあっては 保健師の業務に限る。) に従事しているとき (ア(キ) に掲げる施設の業務に従事している場合にあっては、 当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老 人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事 した場合に限る。)。

ア 県内の施設

(ア)~(カ)略

(キ) 訪問看護事業所

イ 略

(5)及び(6) 略

イ 略

(4) 大学院の修士課程の修学生が、次に掲げる施設 において看護職員の業務 (ア(エ)に掲げる施設にあっ ては助産師の業務、ア(オ)に掲げる施設にあっては 保健師の業務に限る。) に従事しているとき (ア(キ) に掲げる施設の業務に従事している場合にあっては、 当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老 人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事 した場合に限る。)。

ア 県内の施設

(ア)~(カ) 略

(キ) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る 同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業 (同条第8項に規定する訪問看護に限る。)を 行う事業所

イ 略

(5)及び(6)略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の履行猶 予については、改正後の看護職員修学資金貸付規則第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

生	=
	示
	-

鳥取県告示第522号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例第51号)第4条の規定に基づき特定希少野生 動植物の種を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善

1 動物

区分	科 名	種 名
	タカ	クマタカ及びイヌワシ
鳥 類	カモメ	コアジサシ
	ブッポウソウ	ブッポウソウ
淡水魚類	コイ	アカヒレタビラ
日 小 粧	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ
昆 虫 類	タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ
淡水産貝類	イシガイ	カラスガイ

2 植物

区分	科 名	種 名
	ヒカゲノカズラ	スギラン
シダ植物	シシラン	タキミシダ
	ウラボシ	オオエゾデンダ
	ナデシコ	エゾカワラナデシコ
	キンポウゲ	オキナグサ
	ユキノシタ	オオシラヒゲソウ
	バラ	ノウゴウイチゴ、イワガサ及びコキンバイ
	ミズキ	ゴゼンタチバナ
	ツツジ	コケモモ
種子植物	サクラソウ	サクラソウ
	イワタバコ	シシンラン及びイワギリソウ
	キク	イワギク及びヒゴタイ
	イバラモ	ヒメイバラモ
	ユリ	ギョウジャニンニク、ツバメオモト、ハナゼキショウ及びタマガワホトトギス
	ラン	ヒナラン、キエビネ、ユウシュンラン、ササバギンラン、トケンラン、クマガイ ソウ、セッコク、ノビネチドリ、サギソウ、ヨウラクラン、ウチョウラン及びカ ヤラン

鳥取県告示第523号

平成 2 年鳥取県告示第439号 (湖沼水質保全特別措置法第19条第 1 項に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準について)は、平成14年12月31日限り廃止する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善博

(号外)第145号